一般社団法人日本小児血液・がん学会　看護委員会規程

（名称）

第１条　　この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会看護委員会（以下「委員会」）という。

（目的）

第２条　　一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第４条に基づき、看護職等様々な専門職が連携し、小児血液疾患・がん領域におけるトータルケアの充実・発展をはかり、当該領域における医療の進歩に資することを目的とする。

（業務）

第３条　　委員会が担う業務は以下の通りとする。

1. 小児血液疾患・がん領域のトータルケアに関する提言
2. 小児血液疾患・がん領域のトータルケアの推進
3. トータルケアを実践できる人材の育成
4. トータルケア等に関する研修の開催
5. 小児血液疾患・がん領域のトータルケア等に関する調査研究
6. 看護職等への広報活動
7. 日本小児がん看護学会等との連携
8. その他、看護委員会の目的達成に必要な活動

（組織）

第４条　　委員会は委員長、副委員長および委員６名をもって構成する。

2. 委員長は、本委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして招聘することができる。

（会議等）

第５条　　会議は必要に応じて開催する。

2. 会議は委任状を含めて委員の３分の２以上の出席をもって成立とする。
3. メール会議も活用する。

4. 議決は会議に参加した委員全員の合議とし、意見が伯仲した場合は委員長決済とする。

5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

（任期）

第６条　　委員長・副委員長・委員の任期は日本小児血液・がん学会定款施行細則第１５条に従う。

（委員会内規）

第７条　　委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

（規程の改廃）

第８条　　この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1.　この規程は平成２８年８月１２日より施行する。